

現代社会を『関係性』という観点から考える

④ 「共同体」における「排除」と「包摂」という関係性

～「遠野物語」から考える（前半）～

更生保護官署職員（認定社会福祉士・認定精神保健福祉士）

三浦 恵子

「関係性」をキーワードに現代社会について考察するこの連載ですが、今回と次回は、私が10代から愛読してきた『遠野物語』（柳田国男）から「共同体」における「排除」と「包摂」という関係性を考えてみたいと思っています。

民俗学という切り口から対人援助を論じることはかなり異色と思われそうですが、おつきあい頂ければ幸いです。かなりの長文となりますので、今号と次号に合わせての二部構成とさせていただきます。

1 『遠野物語』『遠野物語拾遺』初読時の衝撃

私が初めて『遠野物語』『遠野物語拾遺』（注1）に接したのは、中学生時代だったと記憶しています。序文に記された「願わくばこれを語りて平地人を戦慄せしめよ。」という柳田国男の言葉とともに私の心に刻み込まれたものは、時間的にも距離的にも膨大な隔たりのある北東北の一地方で起きる様々な怪異だけではなく、怪異が立ち現れる異界との境界を常に意識しながら暮らす「共同体」の日常や、そこで生活する人々の意識が簡潔な文章の行間から生き生きと立ち上がってくることそのものでした。

大学卒業まで私は大阪の下町で両親と3人で慎ましい生活を送っていました。会社員

の父と専業主婦の母、そして一人っ子の私という、典型的な都市部の核家族の生活形態です。当時の大阪府では人権教育に特に力を入れていて、出自その他で人を社会から排除することの愚かしさについては小学校入学時から多くを学ぶ機会に恵まれてはいました。しかし、ある程度の年齢になれば、ぬぐい去れぬ差別と排除が社会に厳然として存在することにつき、否応なく目にし耳にすることもまた現実でした。

そうしたある意味多感な時期に出会った『遠野物語』『遠野物語拾遺』は、交通の要衝として「煙花の地」と称されるその一方で、「飢饉」を称して「ガシ」と呼ぶほどの厳しい自然環境や貧しさの中であって、「共同体の中で生きる」ことによって辛うじてその命を守られつつ、「共同体」の平穏や規範を乱すもの、「共同体」の存続に利するに値しないと判断されるものを排除することによって、「共同体」全体を外界から守りながらその生活を存続させてきた、厳しくも生々しい暮らしの記録であるように当時の私には感じられました。

例えば、第五十五話の「河童の子殺し」やそれに続く第五十六話の「河童の子捨て」からは、「共同体」の外に在る者との接触、ことに子孫の存続に関わる生殖に関する行為に関する教訓的要素が、「共同体」の外界であって

忌むべき存在である河童との交わりというエピソードを用いて記されているように、当時の私は解釈していました。更に踏み込めば、かつては人口調整のための手段として半ば公然として行われていたという「間引き」の歴史であるとも読むことができるとも考えていました。

また、第百十一等の「デンデラ野」や「ダンノハラ」は、各地に残る捨老伝説の一つの実例として言及されているものであると考えていました。

これらの一話一話は、高名な民俗学者である柳田国男が「話上手にはあらざれども誠実なる人」たる遠野出身の佐々木喜善の語り「一字一句をも加減せず感じたるままを書いたものであるだけに、単なる「昔話」の域に留まらないものだと初読時の私には感じられ、その後柳田邦男や民俗学に関する書籍を手にする契機となりました。しかし一女子中学生にとって、「遠野物語」やこれに関連する書籍は、「共同体」の中で生きる人々の歴史において、「共同体」の理念やその存続に反するものを「共同体」の境界外にある異界へと「排除」していくという、いわば「社会的排除」の文脈の中でしか読み解くことができていませんでした。同年代の友人や教師からは、読書については早熟で多読だと言われることも少なくありませんでしたが、初読時の「読み方」を30年以上経過した今になって振り返ってみると、少ない人生経験から得た既存の知識や理念の枠組みに、「遠野物語」「遠野物語拾遺」を押し込めようとする、いかにも表層的で未熟な読み方であったかと、今思えば汗顔の至りでもあります。

2 「可視化されていない」だけで厳然としてある現実の老いや死、病いや障害、貧困について

私事になりますが、私は自身の就くべき職業はかなり早い段階から国語科教員と思い定めていました。しかし、戦後第3次少年非行のピークと称される時期及びその後の厳しい管理教育の時代が到来した昭和55年代後期

に義務教育を受けたことにより、教育者を目指すことに逡巡が生じ、高校卒業間近に進路を変更し、より幅広い対人援助職を志向して社会福祉学科のある大学で学ぶことになりました。

進学した大学では高齢者福祉から障害者福祉、児童福祉はもちろんのこと、社会学や社会病理学などを幅広く学びましたが、その過程で「あえて可視化されていない」「むしろ日常生活から隔絶され隠蔽されている」だけで厳然としてある現実の老いや死、病いや障害の姿に直面することになりました。

例えば、「認知症のある高齢者でも積極的に受入れている」という評判の病院が、実は高齢者福祉の実務家の間においては「あの病院に入院すれば（ケアの質が低いために、亡くなるまで）〇か月コース」ということが囁かれていることを知りました。行き場のない障害者の方々が暮らす施設での暮らしを目の当たりにし、実習先の児童相談所では「人生山あり谷あり、だからお前も頑張れって先生たちは言うんや。だけど、自分の人生なんて下り坂ばかり。」という非行少年の嘆きを耳にしました。

一方で当時の社会は、バブル経済の余韻とともに個人主義を追求する傾向がより強まっていたように記憶しています。厚生労働省による国民生活基礎調査の概況において、単独世帯・核家族の増加とともに三世帯同居世帯の減少が当時から既に指摘され、「超高齢化社会」の到来がある種の危機感を持って予想されていた時期と重なります。

そうした社会の動きに社会情勢に対応するため、私が大学に入学した平成元年には「ゴールドプラン」(高齢者保健福祉推進10か年戦略)が政府の方針として打ち出され、市町村における在宅福祉対策の緊急実施、施設の緊急設備が図られるようになりました。これはいわば高齢化社会への対策の切り札ともいえるものでしたが、予想以上に早いスピードで進展する高齢化には対応しきれず、5年後に全面改正を余儀なくされ、今度は在宅介護

の充実に重点を置いた「新ゴールドプラン」(高齢者保健福祉計画 数値目標としてホームヘルパー17万人の確保、訪問介護ステーション5,000カ所の設置が掲げられた)が打ち出されるに至りました。昭和62年から「社会福祉士」「介護福祉士」の国家資格としての認定も開始され、専門的訓練を受けた福祉専門職の養成や専門的施設の整備にも力が入られることになりました。私が学んだ学科においても社会福祉士の養成課程を有していたため、私もこの養成課程に沿った多くの科目を履修しました。

しかし、対人援助の専門職としての基本的知識や技能を身につけることを目的とした授業の時間数と比較しても、「共同体」「地域社会」の相互援助機能をいかにして高めていくかというコミュニティ・ソーシャルワークを学ぶ機会は決して多いとは言えませんでした。

そうした中、今も生涯の師と仰ぐ高原正興先生(京都府立大学教授から京都橘大学教授。日本社会病理学会会長)による「社会学」「社会病理」に関する授業と出会ったことがきっかけとなり、「共同体」からの排除や、社会的包摂について学び考える機会を得たことが、職業選択を含めた私の人生の大きなターニングポイントとなったといっても過言ではありません。

大学での学びにおいては、高齢者施設や障害者施設に対するニンビズム(Not In My Back Yard)の事例にも多く接しました。その過程で、老いや死、病いや障害、貧困といった様々な事象は、この社会の中に厳然としてあるにも関わらず、巧みに不可視化され、特に意識をせずにいればそれらを自分とは関係がないものとして生活することも可能な社会になっているということに嫌でも気付かざるを得ませんでした。

老いや死、病いや障害、貧困の存在を「共同体」における日常生活から排除し、「専門家による専門的なケア」という名目のもとに、「共同体」の外にある「施設」など押しやって一般市民に可視化しない社会は、それらに

ついて真剣に考える機会を市民から奪い、「共同体」における連携の一層の脆弱化や市民社会の成熟を阻害する結果を招くリスクが大きいと感じたのもこの頃です。

こうした大学時代、私は幾度目かの『遠野物語』『遠野物語拾遺』を通読を終え、そこに描かれる遠野の地は、「共同体」外の「異界」は橋などを「共同体」との境界線としながらも、「共同体」とは実は濃密に接し、一部は両者が溶け合うように共存しているということ、時に怪異という形をとって「共同体」に訪れる様々な事象により、「共同体」から排除したモノが共同体の成員と遭遇する、つまり可視化されているということにより気づくに至りました。

これに対し、「共同体」における日常生活から押しやられた現代社会の「専門家の領域」は、「専門家」と称される人々の時に誤った認識や自負(素人～家族などへの介入を排除してしまうことなど)により、ひとたび「外部に対して閉じて」しまえば、「共同体」側からはその内部をうかがい知ることすらできなくなってしまいう危険性が常にあると考えます。

大学での学びと気づきに基づいた上で、改めて『遠野物語』『遠野物語拾遺』を読み返してみると、それは単なる「社会的排除の物語」ではなく、老いや死、病いや障害、貧困をも、たとえ混沌とした形であっても「共同体」の中に孕んで営まれてきた歴史そのものであると気付いたのです。

3 老いや死、病いや障害、貧困などを共同体内で可視化してきた遠野

柳田国男の功勞については数々の優れた論考が残されかつ今も生産されつつあり、民俗学を専門とする者ではない私があえて論述することには逡巡もあります。

しかし、社会福祉を学ぶ過程で自身の専攻を「社会病理学」とし、卒業後は犯罪・非行を行った人の社会復帰支援を主たる業務とし、「刑事政策のアンカー」「社会への入口支援」とも称される「更生保護」の仕事に従事しつ

つ、認定社会福祉士・認定精神保健福祉士として「司法と福祉」との連携をライフワークとし、実務家として各種ボランティア活動と研究を続けている者として、社会病理学的な視点、特に「関係性」という視点からここに私論を述べることをお許しいただきたいと申します。

『遠野物語』『遠野物語拾遺』などの柳田国男の一連の書籍で語られる「遠野」という「共同体」の特徴は、「老いや死、病や障害、貧困などを可視化し、それを共同体内で包摂していること。一見『異界』として存在するものであっても、それは現実世界と濃密に接していることを明確化していること。」「数々の著作が結果的に人々の生活の場としての『共同体』の役割について多くの示唆を与えていること。」の2点にあると現在の私は考えています。

前者については、実際に「遠野」を訪れて、「デンデラ野」や「ダンノハラ」の地に立ち、そこから周囲を一望すれば容易に理解できます。「デンデラ野」は、日常世界である「共同体」との境界線を示すと思われる「橋」によって「共同体」から一見隔絶されているように思われますが、共同体から完全に切り離された土地ではなく、往還はたやすいように思われます。『パパヤチニカ Vol.22 2008春号 特集 デンデラノ 境界の野を吹く風』(注2)に掲載された多くの土地の古老の方々も、「デンデラ野」は決して姥捨ての土地ではないことを明確に指摘されています。地元の郷土史研究者である鈴木重三氏も、「デンデラ野」について「姥捨ての場か、生かし場か」と称し、「凶作や飢饉という非常事態に、村を守りその老人たちも生きながらえさせるための智恵として生み出された場だったのでは」と指摘しておられます。(注2)

また「ダンノハラ」もまた、集落、あるいは家屋敷の間近に祖先の墓があり、各地で見られた祖霊信仰の1つの形態として考えられます。

また、後者についても、一見煩瑣に思われ

る共同体のルールや行事、忌み事などの定めが、実は女性や子どもといった「共同体」内の弱者(女性については後に柳田国男は『妹の力』を世に出し、女性特有の力について分析をしていることから、必ずしも弱者とは言えないのですが)を守るシステムとなっていることがその好例といえます。『遠野物語拾遺』の最後半部は様々な行事や風習が細かに描写されていますが(注1)、「共同体」の風習がここまで細やかに伝承されてきたのは、「共同体」内部の結束力が強固であったためでしょうし、何よりも、異界と濃密に接し時に人知を越えた怪異にも多々遭遇するがゆえに、ヒトとしての慢心を捨て、祖先を崇め、「人知を越えた現象」に畏敬の念を払って生き延びてきた歴史があったからであると考えます。

そして、これら2点のことが遠野に住まう人々に可能であったのは、現代社会以上により身近な現実であった老いや死、病いや障害、貧困などから目を逸らすのではなく、むしろそうした現実について、個人の自己責任のみに帰することなく「共同体」の営みのなかに包摂し、少しでも「共同体」の成員が生き延びるべく智恵を絞り、数々の伝承として後世に伝える努力を重ねてきたからではないだろうかと考えます。

4 老いや死、病いや障害、貧困などを不可視化する現代社会の弊害

ここでは、これまでの考察をもとに、『遠野物語』が世に出されてから百余年が過ぎた現代社会の在り様について考察してみたいと思います。

遠野物語の時代とは異なり、戦後の高度経済成長期以降、老いや死、病いや障害、貧困などは、その解決を医療・福祉機関などの専門職や専門機関に委ねることにより、地域社会の日常生活から不可視化され、時にそれらが何らかの形で現実の相貌を見せても、「自己責任」というレッテルを貼って「共同体」から排除することによって、一見平穏で豊かな

社会であろうとしてきたのではないかと思われる。られてなりません。

例えば、「三世同居率」という指標1つをとっても著しく低下しています。「平成27年 国民生活基礎調査の概況」においても、21世紀に入ってから（すなわち平成13年以降）、単独世帯は250万世帯強、核家族は約300万世帯増加していることに対し、三世帯世帯は100万世帯以上減少していることが指摘されています。これは、祖父母世代と共に生活し「老い」が何たるものかを、日常的な生活の中で体感する機会を、結果的に子どもたちから奪うことになってはいないでしょうか。

一方で、平成12年の介護保険制度の導入は、家族のみに介護の負担を求めない「介護の社会化」の時代の到来として大いに期待を集めました。制度利用については必ずしも初期の目的を達したとはいえ、本当に必要な人が必要なサービスにつながっているかという点では疑問なしとしません。これは、16年間の実母の介護、今も続いている義父の介護といった家族介護従事者としての私の経験、「認知症の人と家族の会」の会員としての経験、また学生時代から家族療法を学び続け、後述するような家族支援を実践している私の経験から導き出された実感でもあります。

『介護殺人』『介護殺人の予防～介護者支援の視点から』などの著作により、介護殺人に関する綿密な分析を行い、介護者支援の具体的な方策の必要性を世に問うた湯原(加藤)悦子氏も、「介護保険では法制度上、家族を考慮しないことで社会サービスの利用にインセンティブを与え、社会化を促すという方策がとられたのである。」「『あえて家族介護を評価しない』という戦略によって、家族介護が不可視化されたことの問題は大きいと問題提起している。」と述べておられます。(注3)

平成27年時改正に導入された「介護保険総合事業」の柱である「地域包括ケアシステム」も、「共同体」における地域相互扶助の力が必須とされていますが、それを構築する地

域住民の意識改革やマンパワーの問題などクリアすべき課題は多いと考えられます。

疾病についても、超高齢化社会と医療費の増大という現実の前に、高齢者に対する医療に関しては意見が割れている現状があると私は考えています。こと嚥下困難になった高齢者に対する経管栄養(胃瘻など)については、ある著名人がテレビ番組(注4)出演中に「エイリアン」という語句を用いて批判し、特定非営利活動法人PDNドクターズネットワーク等から抗議と意見交換の場を求める意見書が提出されるなど社会的に大きな反響を呼びました。(注5)

更には、平成28年2月には「高齢者は『適当な時に死ぬ義務』を忘れてしまいませんか?」という刺激的なタイトルで、これもある著名人が「生きる機会や権利は若者に譲って当然」といった論調で、高度な医療サービスの年齢制限などを週刊誌上で提言したことで、大きな議論を呼んだことも記憶に新しいものです。(注6)

これらについては、社会全体が貧しく、働けなくなった者を家族や「共同体」で養う余力がなく、「ただ家に居て食ってる奴は『くらてあす』(食うだけで働かないこと)って喋られた。」(『パパヤチニカ Vol.2 2008春号 特集 デンデラノ 境界の野を吹く風』16頁 菊池富雄氏の言葉)(注2)という時代から根強くある「働かざるもの食うべからず」という感覚が今もって表れていると感じざるを得ません。

振り返って我が身の経験を顧みると、国家公務員として異動を重ねながら平成26年4月、10年の在宅介護を含む16年間の介護の後に実母を看送りました。平成25年2月には実母は嚥下障害のために中心静脈栄養を施され、それまで入所していた特別養護老人ホームからを大阪の病院に搬送された実母を、中心静脈栄養などの処置を施された状態のまま民間救急のサポートを得て空路で移送し、その後療養型病床を転々とししました。配偶者と十分に話し合った末の決断でしたが、東日

本大震災で義父母双方の本家が流出し義父母方も半壊するという被害を受けてから2年も立たない間に、少なくない費用をかけてこうしたターミナルケアの方法を選択したことについては、ある種の後ろめたさのようなものが頭を離れませんでした。義父の介護も同時に行っていたこと、何よりも土地の農家の生まれで苦勞を重ねてきた義母から常々「枕もとのにぎりめしを自分で食えなくなったら人間はしまいだ。延命措置など無駄遣いだ。」と聞く機会も少なくなく、実母が死去した後ですらこれらの措置、とりわけ中心静脈栄養の事実を伝えることはできていないという苦い思いがあります。しかし実際には、多くの高齢者が病院で死を迎えている現状があります。

高齢者以外の疾病や障害に関しても、特に精神科病院への平均入院日数・入院患者は他の診療科目に比べて長期かつ多数にわたっています。(注7)そして彼らの地域生活移行については、障害者総合支援法において地域生活移行支援事業などが創設されても、スムーズに地域に溶け込んでいくことには未だ課題が多いと感じています。

また、平成28年7月に発生した戦後最悪の多量殺傷事件では、隔離的な施設で多数の重度障害者を「収容保護」する問題性が議論されるに至っています。

つまり疾病や障害を持つ方々は、施設や病院などに「収容」され、彼らが「あたりまえの生活を求めて」地域生活への移行を望んでも、様々な地域コンフリクトに直面することも少なくない現状があります。

私自身も業務を通してこうした方々の地域移行の困難性を実感する機会は少なくありません。また、業務外のボランティア活動を続けるなかで、精神障害者のグループホームの建設・移転に際し、地域の方々との話し合いの場で厳しい言葉を浴びた経験も一度ではありません。そのなかで考えさせられたのは、疾病や障害を抱えた方を地域社会のなかに内包し「共に生きる」経験が欠如しているために、彼らの状況を「知らない」ことというこ

と自体が、恐怖感の醸成や社会的排除の意識につながっているのではないかということです。

貧困に関しては、厚生労働省が平成25年7月15日にまとめた国民生活基礎調査で、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合を示す「子供の貧困率」が、平成23年に16.3%に至り、過去最悪を更新したことが明らかになりました。「6人に1人の子どもが貧困の中で育つ」状況についても、広く周知されるようになりました。

多くの心ある人が「子ども食堂」など地域で子どもを育む活動を立ち上げるその一方で、子どもの貧困ですら「自己責任」を追及する向きすらあります。生活に困窮し進学費用の支援を訴える子どもの声を特集した番組が放映された直後、その子どもが趣味のグッズを持っていたことなどを理由に、彼らをインターネットで手厳しく非難するといった現象も一例といえるでしょう。(注8)

また、『遠野物語』『遠野物語拾遺』などでも多く見受けられる「子殺し」については、児童虐待による死亡事件数は64件・71人(平成27年度)であり、うち心中以外の事例は43件44人です。心中以外の虐待死の場合は6割以上の被害児童が0歳児となっています。児童虐待相談対応件数も、厚生労働省が平成28年8月に公表した速報値によると、平成27年度の児童相談所の受付件数は10万3,260件となっています。(注9)。

こうした事態に対して、心ある人々はそれぞれの現場で粉骨砕身している一方で、現代の地域社会全般においては、リアルな「共同体」としての相互扶助機能の脆弱化が進行する反面、自分のライフスタイルや考え方と異なるものに対しては無関心を保つだけでは足りず、強い拒否反応や攻撃をもって対応し、結果的には集団の同質化を志向するという極めてバランスの悪い状態となっていると感じることもあります。

こうした状態のなか、「共同体」からの排除の対象とされやすいのは、「共同体」の運営

や存続にとって特に経済的なリスクとなりやすい存在（高齢者、障害者など）や、共同体のメンバーの不安を煽る可能性の存在（精神障害者、刑務所出所者など）ではないでしょうか。

より具体的に考察を勧めるために、こうした「社会的排除」を象徴する事例・事象を以下に2事例をあげさせていただきます。

（１）「静養ホーム・たまゆら」火災事件

平成21年3月19日深夜、群馬県渋川市所在の「静養ホーム・たまゆら」において火災が発生、入居者16名中10名が亡くなる惨事となりました。「静養ホーム・たまゆら」は実態としては有料老人ホームですが、渋川市には所定の届け出がなされておらず、スプリンクラーの設置がなされていなかったと報じられています。（注10）

平成28年11月3日、特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会主催（共催：支援付き住宅推進会議 後援：厚生労働省関東甲信越厚生局）による「ふるさとの会・支援付き住宅推進会議共催シンポジウム『地域に支えられ、地域を支える～地域包括ケアシステムの社会資源として～』」が開催されました。このシンポジウムは「静養ホーム・たまゆら」火災を忘れることなく、これからの高齢者の地域生活の在り方を考えるため、毎年開催されているものです。平成28年度は冒頭で「支援付き住宅再考」と題して高橋紘士高齢者住宅財団理事長より、2つのケアパラダイム、すなわち社会防衛に主眼を置いた「排除・隔離モデル」と、ノーマライゼーションとコミュニティケアに主眼を置いた「包摂モデル」の転換と対立が改めて指摘されました。その後行われたパネルディスカッション「たまゆらの悲劇をくりかえさない～共生社会の実現に向けて」においては、よき隣人どうしが力を出し合い楽しく住み続けられる地域づくりとしての「地域善隣事業」が提言されています。（注11）

（２）社会的排除が生み出す高齢者犯罪～三浦恵子「高齢者犯罪」『関係性の社会病理』（学文社：平成27年度）より抜粋（注12）

『平成20年版犯罪白書』の特集「高齢犯罪者の実態と処遇」は、「近年、高齢犯罪者の増加が著しい。」という一文で始まっています。その言葉どおり、平成19年の一般刑法犯検挙人員、一般刑法犯起訴人員、新受刑者数、保護観察新規受理人員（仮釈放者及び保護観察付執行猶予者）のという4つの手続段階の全てにおいて、高齢犯罪者の実数と高齢人口比（高齢者人口10万人当たりの犯罪高齢者人員の比率）が男女ともに大幅に増加していることが判明しました。（20年版犯罪白書、212頁）

『平成20年版犯罪白書』では、高齢者犯罪の増加について、「単に人口増で説明がつかない以上、そこには、何らかの社会的な原因、世代的な原因、あるいはそれ以外の説明可能な原因がある」（平成20年版犯罪白書、221頁）と「高齢犯罪者研究の必要性」を指摘し、法務総合研究所が行った2つの調査結果が掲載されています。

第1の調査は、検察庁により把握されている昭和23年～平成18年9月30日までの間に判決が確定した者の裁判資料（電算犯歴）のうち、刑法上の過失犯および危険運転致死傷罪ならびに特別法上の道路交通に係る犯罪の犯歴を除いたデータから、初犯者・再犯者の区別をせず100万人の犯歴を無作為抽出し、さらにそこから調査時点においてほぼ70歳以上の高齢対象者を抽出し、犯歴がある者が高齢者（65歳～70歳）となるまでの最低5年間の追跡調査です。

第2の調査は、罪種別の高齢犯罪者の実態把握のため、東京地方検察庁において一定期間内に受理され第一審において有罪判決の確定または略式命令がなされた者の調査です（平成20年版犯罪白書、270頁）。65歳以上の犯歴件数5,924件中窃盗が17.1%と最も多く、傷害・暴行10.9%、廃棄物処理法5.2%がそれに続きます。

特に『平成20年版犯罪白書』では「高齢の窃盗犯は窃盗を繰り返す傾向が見られる」（平成20年版犯罪白書、266頁）と指摘されています。

ここでは、高齢の窃盗事犯者について、その原因や背景について、下記2つの類型に分け検討を行うこととします。

第1の類型は、地縁・血縁を喪失し、公的扶助などのフォーマルな支援にもつながらず、日々糧を得るため万引きに至り受刑を繰り返す高齢犯罪者である。出稼ぎなどで現場を転々と渡り歩くうち故郷や血縁者と縁遠くなり、高齢で体が動けなくなると路上生活に落ち込む過酷な現実があります。私は路上生活者が多い地域の民間支援機関の会員でもあります。その地域も現在は活気に満ちた頃の面影はなく、地縁・血縁を失った高齢者など弱い立場の人々の寄せ場となっています。

第2の類型は、所持金、事案によっては預貯金や年金を有しながらも食品などの少額の万引きを繰り返す女子高齢犯罪者の存在があります。若年の女子犯罪者の窃盗反復事案の背景には摂食障害がある場合も往々にありま

すが、女子高齢犯罪者の窃盗事犯は「今後の生活のため節約しなければ」「子どもに迷惑はかけられない」という不安が背景にあるケースが少なくありません。

一方で高齢犯罪者による殺人事件を分析すると、非高齢者とは明らかに異なる特徴があります。『平成20年版犯罪白書』では高齢犯罪者及び非高齢犯罪者による殺人事犯各50件を調査していますが、高齢犯罪者による殺人事犯の被害者は28件が親族、うち9名の女子高齢犯罪者の被害者は全て親族でした。ちなみに非高齢犯罪者による殺人事件の被害者が親族である事犯は50件中13件で、高齢犯罪者の殺人事犯で被害者が親族である確率は、非高齢犯罪者のそれより30%も高い状況にあります（20年版犯罪白書、301ページ）。

参考文献

「犯罪白書 平成20年版」（法務総合研究所）：文中に注釈あり

- (1) 柳田国男『遠野物語』『遠野物語拾遺』（角川文庫）
- (2) パパヤチニカ編集委員会『パパヤチニカ Vol.22 2008春号 特集 デン德拉ノ境界の野を吹く風』（2008年）
- (3) 湯原悦子『介護殺人の予防～介護者支援の視点から』（2017年）176ページ
- (4) 平成24年2月6日、BS朝日の番組
- (5) 特定非営利活動法人PDN ドクターズネットワーク HP より。なおPDNとは経腸栄養法のひとつであるPEG（経皮内視鏡的胃瘻造設術）及び関連する栄養療法全般についての情報提供を行うNPO法人である。）。
- (6) 平成28年2月1日発売『週刊ポスト』（2月8日号）に掲載された曾野綾子氏の主張。
- (7) 厚生労働省の調査による平成20年のデータでは平均入院日数313日、入院患者は33.2万人。ただし313日はあくまで平均値であり、入院患者の中には入院期間が10年を越える者も7.2%存在する。
- (8) 平成28年8月18日NHKニュース7（参照：『貧困クライシス国民総「最底辺」社会』藤田孝典 朝日新聞出版 平成29年3月）
- (9) 『NHK テキスト社会福祉セミナー 2017年4月～9月号』（64ページ）

- (10) 『NHK テキスト社会福祉セミナー 2009年8月～11月号』「特集 貧困高齢者の終の棲家はどこに 群馬・高齢者施設「たまゆら火災」の教訓」(14～25ページ)
- (11) 平成28年11月3日, 特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会主催「ふるさとの会・支援付き住宅推進会議共催シンポジウム『地域に支えられ, 地域を支える～地域包括ケアシステムの社会資源として～』」
- (12) 三浦恵子「高齢者犯罪」『関係性の社会病理』(学文社:平成27年度)